

## 住宅確保要配慮者の範囲（※西宮市の場合）

- ① 低額所得者
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当以下)を養育している者
- ⑥ 外国人
- ⑦ 中国残留邦人
- ⑧ 児童虐待を受けた者
- ⑨ ハンセン病療養所入所者等
- ⑩ DV被害者
- ⑪ 北朝鮮拉致被害者等
- ⑫ 犯罪被害者等
- ⑬ 生活困窮者
- ⑭ 矯正施設退所者
- ⑮ 激甚な非常災害による被災者
- ⑯ 海外からの引揚者
- ⑰ 新婚世帯
- ⑱ 原子爆弾被爆者
- ⑲ 戦傷病者
- ⑳ 児童養護施設等退所者
- ㉑ L G B T
- ㉒ 養護者等による虐待を受けた者
- ㉓ 低額所得世帯の学生
- ㉔ 要配慮者に対して生活支援等を行う者

※兵庫県住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画に準ずる